

消費者庁をはじめとする関係機関において、新年度を迎える前に、生活の節目に際しての注意喚起資料を作成しておりますので、周知するものです。

事務連絡
令和6年3月8日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立学校法人を
設立する各地方公共団体担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各大学共同利用機関法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

新入学生及び成年となる生徒等に対する消費者問題等に関する周知について（依頼）

日頃より消費者教育の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

消費者庁をはじめとする関係機関において、新年度を迎える前に、生活の節目に際しての注意喚起資料を作成しております。進学などに伴い一人暮らしを始めるなど、新年度は新しい環境で生活を始める学生が多くなる時期であり、様々なトラブルを抱える可能性があることから事前に周知をしておくことは重要です。

また、令和4年4月1日、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたところです。このことにより、一人で有効な契約をすることができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。また、女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられ、婚姻開始年齢が男女とも18歳に統一されたところです。

つきましては、このことについて、別添で紹介する資料等を活用し、都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（以下、「高等学校等」という。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、都道府県におかれては所轄の学校法人及び高等学校等に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する大学（短期大学及び大学院を含む。以下、同じ。）、高等専門学校及び高等学校等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学、高等専門学校及び高等学校等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては

所轄の学校設置会社及び高等学校等に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、大学におかれては新入学生に対して、高等専門学校及び高等学校等におかれてはその所属する生徒に対して周知をお願いします。

また、専修学校を置く国立大学法人におかれては、管下の専修学校に対し、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対し、本件について周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、周知方法につきましては、ガイダンス等における資料配布のほか、各学校のウェブサイトにも別添の情報を掲載いただく等、広く情報が届くよう、工夫いただけますと幸いです。

【本件連絡先】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者教育推進係

連絡先 03-5253-4111（内線 2260）

若年者に対する消費者啓発資料等

【新生活に発生しやすいトラブルや事故等防止のための注意喚起等チラシ等】

- ・体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」
(令和6年度4月公開予定)
偽装サークル、もうけ話のVR動画、靈感商法等の被害者インタビュー動画等を掲載
<https://www.kportal.caa.go.jp/shohisha-ryoku/>



- ・新生活スタート応援。2020Ver. (消費者庁ホームページ)
新生活スタート前の注意ポイント (消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/pdf/consumer_policy_cms104_200318_01.pdf



- ・安全安心な新生活をスタート!事故を防止するための5つのポイント
(消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_014/pdf/caution_014_190320_0001.pdf



【成年年齢引き下げに係るチラシ等】

- ・「18歳から大人」特設ページ (消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/low_the_age_of_adulthood/



- ・消費者庁「18歳から大人」X(旧Twitter)アカウント
https://twitter.com/caa_18sai_otona



- ・消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」
https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_003/znavi_line/



【若者に発生しやすいトラブルを防止等するための注意喚起等チラシ等】

- ・靈感商法等の悪質商法対策に係る啓発チラシ (消費者庁ホームページ)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_011/



- ・ 不当寄附勧誘防止法ポスター（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy/cms213_231023_01.pdf



- ・ 不当な寄附の勧誘に心当たりがあれば連絡を＜動画＞（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/movie_002



- ・ 海外事業者をうたうマルチ取引にご注意ください！（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction/cms203_210623_02.pdf



- ・ 友達から怪しいもうけ話を持ちかけられたら要注意!～それってマルチかも!～キャンペーン（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction/cms203_210202_03.pdf



- ・ 美容医療の施術を受ける前にもう一度（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_002/assets/information_002_240202_01.pdf



- ・ デジタル社会の消費生活 教材（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_003/demonstration/materials/



- ・ 若者の消費者トラブル 若者向け注意喚起シリーズ
（独立行政法人国民生活センターホームページ）

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html



- ・ 若者を狙った投資勧誘に注意！（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction/cms203_230713_02.pdf



- ・ コラム Vol.3 いわゆる「大麻グミ」は口にしない！（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20231122/

